アーバンデザインセンターすみだ視察受入れに関する要綱

令和８年１０月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、アーバンデザインセンターすみだ（以下「UDC すみだ」という。）が視察を受け入れ、UDC すみだが保有する情報を提供する際について必要な事項を定めるものとする。

（視察の受入れ）

第２条　視察の受入れは、原則平日の午前９時から午後５時までの間において行う。ただし、センター長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（視察費）

第３条　視察をする者は、当該視察の受入れに係る経費の一部を負担しなければならない。

２　視察をする者が負担する視察の受入れに係る費用（以下「視察費」という。）の額は、１人２時間につき１，６５０円とする。この場合において、視察の時間に２時間未満の端数が生じた場合は、これを２時間とする。

（費用徴収の方法）

第４条　視察費の請求は、視察の開始前に、振込により行うものとする。

２　視察費の納付先にかかる事務は、一般社団法人アーバンデザインセンターすみだが行うものとする。

（視察費の免除）

第５条　第３条の規定にかかわらず、センターが特に必要と認めた場合は、視察費を免除することができる。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から適用する。